

公募型見積合せ（オープンカウンター）について

物品購入等に係る公募型見積合せ（オープンカウンター）を行うので、見積書提出者を公募します。

令和7年5月21日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約案件の名称及び概要

(1) 契約案件番号 10

(2) 契約の名称 手書きソフトの購入

(3) 契約の概要

ア 物品名及び数量

手書きソフト 5ライセンス分

イ 納入期限

令和7年7月31日

ウ 発注部局

旭川市7条通10丁目旭川市第二庁舎3階

建築部建築指導課

電話番号 0166-25-8561

エ 納入場所

ウに同じ

2 仕様

別紙仕様書のとおり

3 参加資格

(1) 公示の時点で、旭川市物品購入等入札参加資格者名簿の営業種目1010（情報処理機器・用品、事務用機器）に登録のあること

(2) 公示の日から決定までのいずれの日においても、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと

(3) 公示の日から決定までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていないこと

(4) 公示の時点で、旭川市物品購入等入札参加資格者名簿の地域区分が5.1（市内）の登録があること

(5) この公募型見積合せに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係・人的関係については13を参照。）。

4 契約の相手方の決定方法

上記３の参加資格を満たす者から提出された見積書（無効な見積書を除く。）のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格の見積書を提出した者を契約の相手方とする。

最低価格の見積書が複数ある場合は、業務に関係のない職員がくじを引き、契約の相手方を決定する。

契約の相手方が決定した場合、速やかにファクシミリにより通知する。

５ 見積書の記入方法

（１）見積書の様式

見積書は指定する様式を使用するものとする。

（２）見積金額

見積書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を見積書に記載すること。

（３）他の記入内容

見積書には、見積金額の他、契約案件の件名、見積日、代表者（受任ある場合は受任者）の住所、商号又は名称、代表者職氏名、決定時の連絡先となる本件の担当者の氏名及び連絡先を記入し、旭川市への登録印を押印すること。

見積書の押印を省略する場合は、本件の担当者のほかに本件の責任者の氏名及び連絡先を必ず記入すること。確認のため、記載連絡先には連絡することがある。

６ 見積書の提出方法、提出期間等

（１）提出方法

見積書は封筒に入れ、糊等で封を行い、（２）の提出期間に、（３）の提出場所へ持参し、投函箱へ、直接投函すること。

また、封筒には、契約案件番号、契約の名称及び参加者名を記入すること。

（２）提出期間

令和７年５月２６日（月）午前８時４５分から令和７年５月２９日（木）正午まで
（ただし、旭川市の休日を定める条例（平成５年旭川市条例第３号）第１条第１項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く午前８時４５分から午後５時１５分（最終日は正午）まで）。

（３）提出場所及び問い合わせ先

旭川市７条通１０丁目 旭川市第二庁舎５階

旭川市総務部契約課物品担当

電話 ０１６６－２５－５７３６

（４）投函後の見積書の差し替え等

投函後の見積書の差し替えは認めない。ただし、投函済みの見積書を撤回する場合は、見積合せ辞退届を提出すること。

7 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格を有しない者が提出した見積
- (2) 同一の契約案件に対し、2 以上の見積書を提出した場合の見積
- (3) 記載事項に重大な誤りのある見積又は記載事項が確認できない見積
- (4) 見積書の金額を訂正した見積（修正インクの使用を含む。）
- (5) 代表者（受任者の登録のある場合は受任者）の記名がない見積
- (6) 見積金額に錯誤のあった見積
- (7) 指定した見積書の様式を使用しなかった場合の見積
- (8) 同等品で見積書を提出する場合に、同等品確認書の提出がなかった又は同等品確認書に不備があった場合の見積
- (9) その他指定された見積条件に合致しない見積

8 契約保証金

免除する。

9 支払条件

後払いとする。

10 結果の公表

見積合せの結果については、提出期間最終日の翌日（休日の場合はさらにその翌日）の正午までに、旭川市ホームページに掲示する方法により公表する。

11 不調となった場合

見積合せは1回までとし、予定価格の制限の範囲内の有効な見積書がなかった場合は不調とする。

不調になった場合、有効な最低価格の見積書を提出した者と、予定価格の制限の範囲内で、随意契約（特命発注）の協議を行う。

12 見積合せを中止する場合

提出期間内に有効な見積書の提出がなかった場合、公示後見積りに影響のある仕様書の重大な誤りを発見した場合は、見積合せを中止する。

13 その他

3(5)でいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他、(1) 又は(2) と同視し得る特定関係があると認められる場合

ア 事業協同組合等の組合等と当該組合等の構成員の関係にある場合